

# 常総市障害者控除対象者判定基準

## ①認知症老人の日常生活自立度判定基準

ランク		判定基準	見られる症状・症状の例
非該当	I	何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している。	
	II	日常生活に支障をきたすような症状や行動、意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。	
		II a	家庭外で上記 II の状態が見られる。
障害者	II b	家庭内外で上記 II の状態が見られる。	服薬管理ができない、又は電話の応答、訪問者との応対等一人で留守番ができないなど。
	特別障害者	III	日常生活に支障をきたすような症状や行動、意思疎通の困難さが見られ、介護を必要とする。
III a		日中を中心として上記 III の状態が見られる。	着替え、食事、排便、排尿が上手にできない、又は時間がかかる。やたらに物を口に入れる、物を拾い集める、徘徊する、失禁する、大声や奇声をあげる、火の不始末を起こす、不潔行為又は性的異常行動が見られるなど。
		III b	夜間を中心として上記 III の状態が見られる。
IV		日常生活に支障をきたすような症状や行動、意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする。	上記 III a に同じ
M		著しい精神症状や問題行動あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする。	せん妄、妄想、興奮、自傷、他害等の精神症状又は精神症状に起因する問題行動が継続する状態など。

## ②障害老人の日常生活自立度判定基準

ランク		判定基準
非該当	J	<p>何らかの障害を有するが、日常生活はほぼ自立しており、独力で外出できる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 交通機関等を利用して外出できる。</li> <li>2 隣近所までなら外出できる。</li> </ol>
障害者	A	<p>屋内での生活はおおむね自立しているが、介助なしには外出できない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 介助により外出し、日中はほとんどベッドから離れて生活している。</li> <li>2 外出の頻度が少なく、日中も寝たり起きたりの生活をしている。</li> </ol>
特別障害者	B	<p>屋内での生活は何らかの介助を要し、日中もベッド上での生活が中心であるが、座位を保つことはできる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 車いすに移乗し、食事、排せつはベッドから離れて行う。</li> <li>2 介助により車いすに移乗する。</li> </ol>
	C	<p>1 日中ベッド上で過ごし、排せつ、食事、着替え等において介助を要する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 自力で寝返りをする。</li> <li>2 自力では寝返りもできない。</li> </ol>